



平成30年 5月29日

各 位

会社名 ネボン株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 晴久
兼代表執行役員
(コード番号 7985 東証第2部)
問合せ先 取締役兼執行役員 捧 渡
管理本部長
(TEL. 03-3409-3159)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月29日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第71回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、下記2.に記載の株式併合に関する議案が本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. 単元株式数の変更に記載のとおり、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、当社株式について、10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の2千4百万株から2百40万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合の株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数 2,400,000株（併合前 24,000,000株）

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	12,028,480 株
併合により減少する株式数	10,825,632 株
併合後の発行済株式総数	1,202,848 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は併合前の発行済株式総数および株式の併合割合から算出した理論値であります。

（3）併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	833 名（100.00%）	12,028,480 株（100.00%）
10 株未満	53 名（ 6.36%）	79 株（0.00%）
10 株以上	780 名（ 93.64%）	12,028,401 株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみをご所有の株主様 53 名（その所有株式数の合計は 79 株）が株主たる地位を失うこととなりますが、当社の単元未満株式を所有する株主様には、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」又は「単元未満株式の買増」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は、当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

（5）株式併合の条件

平成 30 年 6 月下旬開催予定の本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は上記 2. に記載の株式併合に関する議案が本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>2,400 万株</u> とする。	発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>240 万株</u> とする。
（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

- （1）平成 30 年 5 月 29 日 取締役会決議日
- （2）平成 30 年 6 月 28 日（予定）定時株主総会決議日
- （3）平成 30 年 10 月 1 日（予定）株式併合の効力発生日 ※
- （4）平成 30 年 10 月 1 日（予定）単元株式数変更の効力発生日※
- （5）平成 30 年 10 月 1 日（予定）定款一部変更の効力発生日

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 9 月 26 日となります。

以 上